

無料相談を承ります

※但し、事前予約が必要です

生活衛生営業の皆様へ

対象生衛業種

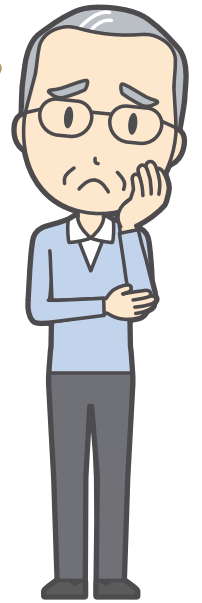
理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、食肉販売業、飲食店営業（すし、社交、一般飲食）、喫茶店営業、ホテル・旅館業、興行（映画館）

令和6年度 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

専門家があなた（生衛業者）の「悩み」にお答えします！

あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか

- 例えば ●国や県、市町村の支援施策（補助金、助成金等）
- 生活衛生貸付等融資の利用、返済相談
 - デジタル化への対応
 - 税制全般（インボイス制度など）
 - 事業承継
 - その他（コロナ禍における経営難など）



専門家スタッフ

社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント、税理士、弁護士、等

お申し込みは

・この裏面の「相談指導申込書」にご記入のうえ FAX でお申し込みください。

申込期限 令和6年11月30日まで（先着順）

お申込み・お問い合わせは
公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター
TEL099-222-8332 FAX 099-222-8333



裏面で
申し込みを！

